

様式 2-9

インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書

返信先医療機関及び担当医

フリガナ		性別	生年月日
患者氏名		男・女	明 昭 大 平
住所	〒 - 電話番号 ()		

千葉県肝炎治療特別促進事業実施要綱 別添1. 認定基準（抜粋）

(3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝疾患（C型慢性肝炎若しくはChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変又はChild-Pugh分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変）で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、C型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみ助成とし、Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみ助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、千葉県肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、2.（1）及び2.（2）に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、初回治療の場合、原則として千葉県内の肝疾患指定医療機関に勤務する日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会専門医が診断書を作成すること。なお、千葉県外の医療機関においては、日本肝臓学会肝臓専門医が診断書を作成すること。

※3 上記については、再治療の場合（慢性肝炎・代償性肝硬変に対しインターフェロンフリー治療を実施後に、非代償性肝硬変に対し別の薬剤によりインターフェロンフリー治療を行う場合を含む）、千葉県肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が診断書を作成することとする。それ以外の医師が作成する場合には、千葉県肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、原則として、千葉県内の肝疾患指定医療機関に勤務する日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会専門医が診断書を作成すること。

1. 本意見書を記載する医師は、以下の項目を全て満たしている必要があります。

上記の千葉県肝炎治療特別促進事業実施要綱における認定基準を確認した。

日本肝臓学会のC型肝炎治療ガイドラインを精読した。

ウイルス性肝疾患の治療に十分な知識・経験を持っている。

2. 該当する意見にチェックの上返信して下さい。

この患者さんに対するインターフェロンフリー治療による再治療は、適切であると判断します。

インターフェロンフリー治療による再治療は、適切である。
(推奨する治療:)

インターフェロンフリー治療による再治療は、適切ではない。

記載年月日 年 月 日

千葉県肝疾患診療連携拠点病院名及び所在地

本意見を述べた日本肝臓学会肝臓専門医の氏名 _____ 印

(注) 1. 本意見書の有効期間は、記載日から起算して3ヶ月以内です。

2. 本意見書は千葉県肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が記載する必要があります。